令和３年（不）第２０号　京都西山学園事件

申 立 人　　大阪教育合同労働組合

被申立人　　学校法人京都西山学園

令和３年７月１５日

第 1 準 備 書 面

被申立人代理人

弁護士　　佐々木真一郎　(代)

同　　小　西　華　子

同　　大　政　祐　典　(代)

大阪府労働委員会　御中

副本

第１．令和３年６月２８日付け求釈明事項「１」に対する回答（「修士又は博士の学位」及び「研究業績」を必要とする理由）

１．まず，被申立人は，[redacted]組合員及び[redacted]組合員（以下，両名を併せて「両組合員」という。）が授業を担当するにあたり，両組合員が担当する授業に関する「修士又は博士の学位」も「研究上の業績」もないことを雇止め理由の一つに挙げているが，被申立人において，両組合員に対し，必ずしも「修士又は博士の学位」及び「研究上の業績」のいずれをも求めているわけではなく，少なくともどちらかを求めているにすぎない。

２．大学設置基準（文部科学省令。昭和三十一年文部省令第二十八号）第２５条は短期大学における講師の資格について「第２３条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者」「特定の分野について，短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」のいずれかに該当することを求めている（乙第１６号証）。

そこで，被申立人は，大学設置基準第２５条及び同条が引用する第２３条，第２４条に基づき，授業を担当するにあたり「修士又は博士の学位」「研究上の業績」を求めているものである。

そして，両組合員についても，被申立人が設置する京都西山短期大学（以下，「西山短大」という。）において講師として授業を担当していたものであるから，授業を担当するにあたり，大学設置基準上，「修士又は博士の学位」「研究上の業績」を求めている。

３．ただし，学位取得者の大半は特定の１つの分野での学位の取得にとどまり，複数の学位を有する者はほとんど存在しない（言うまでもなく，学位取得には多大な時間と費用がかかる）。一方，社会の要請等に応じて教育機関が新しい授業科目を設置した場合（乙第１７号証参照），当該分野の学位を取得した教員が存在しないということは当然ありうる事態である。

学位取得には多大な時間と費用がかかることや社会の要請等によって設定し

た新しい科目については，当該分野の学位を取得していない教員であっても，当該分野について修士又は博士の学位を取得している場合に準じる程度の十分な研究上の業績があれば，当該授業を担当するにふさわしいと判断されることもありうる（なお，後述のとおり，観光学は比較的新しい学問分野であり，当該分野の学位を有する教員の確保は至難の業と思われる）。

4．以上の次第であり，被申立人が，両組合員に「修士又は博士の学位」「研究上の業績」を求める根拠は大学設置基準であるが，担当科目によっては，必ずしも「修士又は博士の学位」及び「研究上の業績」のいずれをも求めるものではなく，修士又は博士の学位を取得している場合に準じる程度の十分な「研究上の業績」があれば，当該科目についての適合性があると判断する場合もある。

第２．同求釈明事項「２」に対する回答（[redacted]組合員の貢献）

1．[redacted]組合員は，乙第５号証記載のとおり，西山短大採用以前に民間企業での勤務経験があった。

そこで，被申立人は，民間企業での勤務経験を活かして西山短大の学生募集や在学生の就活指導を行ってもらいたい旨，令和２年２月及び３月の複数回の面談において，[redacted]組合員に指示した（①求めた貢献の内容及び②[redacted]組合員に伝えた内容）。

なお，令和２年３月に行った申立人との団体交渉の中でも同様の説明を行った。

これに対し，[redacted]組合員は，面談の場でも団体交渉の場でも「私にそんなことをさせるのか」「別科の仕事が忙しい」などと言って，被申立人の指示を強く拒絶した（③[redacted]組合員の対応）。

2．その後，被申立人は，[redacted]組合員及び申立人からの強い要望を受けて，[redacted]組合員に対する上記指示を撤回した。

これによって[redacted]組合員に対して不利益処分を科したことはないが，専任教員として被申立人が求める業務や貢献を満たしていないことは事実である。

第３．同求釈明事項「３」に対する回答（両組合員の雇止めに関する申立人の主張に対する反論）

１．[redacted]組合員について

(1) 担当している科目と研究業績の不一致について

ア．はじめに

被申立人は，授業を担当するにあたって，当該分野の学位（修士又は博士)「及び」研究上の業績があることを求めているわけではないことは前述のとおりであり，修士又は博士の学位を取得していなくても，それに準じる程度の十分な研究上の業績があれば，当該科目の担当として適合しているとの判断は十分にあり得るものである。

また，申立人は，両組合員の「教務実績」を縷々主張するが，言うまでもなく，教務実績と「研究上の業績」は異なる。

イ．ビジネス日本語について

(ア)「ビジネス日本語」の性質について

「ビジネス日本語」なる学問自体（あるいは学問領域）が存在しないこと自体は争わない。

また，[redacted]組合員が担当していた「ビジネス日本語」の授業は，①ビジネス現場常用語彙・常用表現の学習，②日本企業文化を題材とする文章読解（日本国情理解）であり，①は発音練習と実用例の紹介，②は速読・読解問題出題が中心とのことであり（乙第６号証「シラバス」），申立人が主張するように「ビジネス日本語」が実践日本語の一部分であることも特段争わない。

(イ) 研究上の業績について

申立人は，[redacted]組合員に「西山短大採用以前の実務経験の還元およびＢＪＴ（ビジネス日本語能力テスト）対策講座・ビジネスマナーなどの教務実績」があることを理由として，同人がビジネス日本語の担当者と

して適任である旨，主張をする。

しかし，前述のとおり，「実務経験」と「研究上の業績」は異なる。

高等教育機関である西山短大の授業として実施する以上，「ビジネス日本語」の授業は，文法や語法の知識に基づいて体系的にビジネス日本語を学ぶ科目として構築する必要があり，それには，単に実務経験や検定講師などの教務実績で足りるものではなく，日本語についての学問的知識及び研究実績（これらが「研究上の業績」になる）が求められる。

[redacted]組合員が西山短大採用以前に乙第５号証記載の経歴を有することは被申立人としても争うものではないが，これらを，同人のビジネス日本語の研究上の業績として評価することはできない。まず，申立人のいう「西山短大採用以前の実務経験の還元」とはいかなる意味であるのか不明である。

また，ＢＪＴ対策講座・ビジネスマナーなどの教務実績があるからといって，これは「研究上の業績」には該当しない。

なお，申立人は，[redacted]組合員が「ビジネス日本語」の授業を担当することは令和元年第９回教授会で承認されており，同教授会に加藤学長が出席していた旨を指摘しているところ，いずれも事実である。

ただし，加藤学長は当時は一教員の立場にすぎず，専攻から提示された[redacted]組合員がビジネス日本語を担当するという案について，積極的に反対する理由がなかったということにすぎない。

（ウ）小括

以上のとおりであり，申立人の指摘する[redacted]組合員の実績はいずれも日本語教育に関する研究上の業績として評価できるものではない。

ウ．観光学入門，観光学について

（ア）観光学の性質について

観光学とは「観光産業等に従事する人材を対象とするもので，地理学，

人類学，経済学等の知見を活用するもの」と一般的に言われているものであり（乙第１７号証），比較的新しい学問分野である。

（イ）観光学の研究上の実績について

申立人は，[redacted]組合員の観光学の教務実績として，長年観光庁「通訳案内士検定試験対策」講座を他校で担当し，教材開発を行ってきたこと及び長年地方自治体外郭団体との協力事業に携わり，通訳案内実務者養成に携わってきたことを挙げる。

しかしながら，通訳に関する教務実績は単に「教えていた」ことにすぎず，研究上の業績として評価できるものではない。

仮に教務実績も研究上の業績として評価しうると仮定して，念のため反論するが，前述のとおり，観光学とは「観光産業等に従事する人材を対象とするもので，地理学，人類学，経済学等の知見を活用するもの」と一般的に言われているものである（乙第１７号証）。

通訳案内士には全国通訳案内士と地域通訳案内士があるが，全国通訳案内士検定試験は，筆記試験は外国語，日本地理，日本歴史，産業，経済，政治及び文化に関する一般常識並びに通訳案内の実務，口述試験は通訳案内の実務である（乙第１８号証）。

したがって[redacted]組合員が通訳案内士検定試験対策を担当していたとしても，上記の科目全てを担当していたとも解されず，試験対策を担当していたことをもって観光学の教務実績として十分とは言えない。

通訳案内実務者養成に携わっていたという点も同様である。

また，申立人は，「地理学および派生諸学において，観光は司馬遷・班固以来一貫して主要な研究対象である」などとして，[redacted]組合員に観光学の研究上の業績があるかのような主張もしている。

しかしながら，申立人自身も「司馬遷・班固」といった中国の歴史家の名前を挙げていることからも明らかな通り，[redacted]組合員の研究業績は

中国の歴史学のテーマとするものに限定されている。[redacted]組合員の論文の中に観光学の要素があったとしても，あくまで主たるテーマは中国の歴史学であり，[redacted]組合員の研究業績について，観光学の研究上の業績として評価できるものではない。

申立人が指摘する「観光学関連の活字業績」とは，[redacted]組合員が平成２９年３月に羽衣国際大学現代社会学部研究紀要第６号に「単語“観光”と単語“旅遊”の普及に関する一考察」との論文を投稿したことを指すものと解されるが，当該論文の概要は「『周易』爻辞の一節“觀國之光”の略語“觀光”は，先ず，中国にて科挙の題目のひとつに指定されて広く共有認識され，普及し，さらに伝来時期には諸説あるものの，日本における単語“觀光”の普及は，明らかに江戸時代の程朱学（朱子学）学習奨励が大きく関わっている。この単語の普及は，当時の思想教育政策によって，いわば単語の“強制通用力”が付与され成り立ったことがわかる」というものであり（乙第５号証の６），地理学，人類学，経済学など観光学の要素ともいえる学問分野に言及しているものではなく，単語の普及に関するテーマであると推認される。したがって，同論文をもって，観光学の研究上の業績と評価することはできない。

なお，[redacted]組合員が作成したシラバスによれば，観光学入門，観光学いずれも「経営学的考察を中心に展開」するものであり（乙第７号証），[redacted]組合員自身，観光学入門や観光学の授業において，自身の歴史学の知見や研究実績等を前提としていないことは明らかである。

エ．企業文化論・国際商務概論について

（ア）企業文化論・国際商務概論の性質について

申立人は，「『企業文化論』『国際商務概論』いずれもが，経営学分野に属するとする学術的根拠が提示されていない」などと主張をする。

しかしながら，[redacted]組合員が作成したシラバスによっても，「企業文化

論」は「企業の日本国内採用人事に関する各種統計資料の解析を出発点として，主に日本企業の特徴を明らかにしていきます。特に社会人材育成に関する企業文化について重点的に講義します。聴講する学生諸君が，日本企業が社員に求めるビジネス基本知識，及び技能を理解し，ビジネス専門用語の語彙数を増加させ，日本語情報誌を検索できるようになることも，本講義目標のひとつです。さらに主要業界ごとの業況紹介も重視しています。日本国内での就職活動に役立つ内容です。」（乙第８号証の１），「国際商務概論」は「国際貿易実務知識の紹介と併せて，グローバル経済知識の確認と増強，世界経済関連事情の把握を目指します。受講者が，グローバル経済指標の意義を押さえ，今後の社会経済趨勢を読む力を増強する一助となれば幸いです。講義の最重点項目は，『お金（おかね）』の本質と，その動きについてです。同項目や，貿易実務に興味を持つ学生諸君の参加を期待しています。」（乙第８号証の２）というものであり，いずれも「企業や組織を管理・運営するための手法を研究する学問」である経営学（乙第１９号証）の分野に属することは明らかである。

（イ）研究上の業績について

[redacted]組合員について，経営学の分野での研究上の業績は見当たらない（乙第５号証の１及び４）。

なお，[redacted]組合員について「企業文化論」「国際商務概論」に関する研究上の業績自体見当たらないことも付言する。

（ウ）学位について

申立人は，関西２府４県全ての大学・短期大学における観光学専攻学部・学科を調査したところ，これらの学部・学科において「観光学」の名を冠する授業を担当する教員の約９割が，観光学学位を有していなかった旨指摘する。

かかる指摘について被申立人自身も争うところではないが，前述のおおり，被申立人において，当該分野の修士又は博士の学位を取得していることを必須条件としているわけではなく，それに準じる程度の研究上の業績があれば，科目を担当するに適していると判断することはありうる。

したがって，他大学等の観光学授業を担当する教員の状況は，何らの反論にもなり得ない。

(2) 学校運営に対する非協力的態度について

ア．令和２年３月１７日の「金返せ」との発言について

申立人は，[redacted]組合員の「金返せ」との発言について，島袋学科長の「暴言だ，処分もありうる」という発言に対して，[redacted]組合員が「『金返せ』という言い方は，暴言になりますか」と質問したに過ぎない旨主張する。

しかしながら，甲第１２号証は令和２年３月２４日のやりとりについての録音反訳であり，[redacted]組合員が最初に「金返せ」と発言したのは令和２年３月１７日である。甲第１２号証を前提とした申立人の主張は失当である。

なお，令和２年３月２４日についても，[redacted]組合員は，「あのね，早速いい例があるから，ちょっと試したいことがある。これ言ったら暴言になるかどうか。」と前置きして「金返せ」と発言している（甲第１２号証６頁）。かかる[redacted]組合員の発言は極めて挑発的と言わざるを得ず，単なる質問とも解することもできない。

また，申立人は島袋学科長が「自身の特任教授待遇の給与を，直ちに学科長職給手当付きの，正教授待遇に改めさせ」たなどとも主張するが，そもそも，給与を最終的に決定するのは学長であり，学科長の権限に属するものでは無いのであるから，島袋学科長が「改めさせ」ることなどあり得ない。

実際の経緯としては，令和２年２月から，三役は，理事長の意を受けて，令和２年４月以降の体制の準備を行っていた。そのため，令和２年２月以降，新体制を前提とした給与が支払われることになったものであるが，当時，島袋学科長は他の業務等もあったため，同人からの申し出を受けて，令和２年３月分から教授待遇の給与を支給するようになったものである（令和２年２月までは特任教授待遇）。

よって，この点に関する申立人の主張も認められない。

イ．令和２年６月の「[redacted]さんを泣かしたのは誰だ」との発言について

申立人の主張を前提にしても，経緯も不明な中で（その場にいる誰かの発言が原因となって[redacted]組合員（当時）が泣いたとも限らず，たとえば，電話応対など，その場にいない第三者の言動が契機となって泣いた可能性も多分にある），「[redacted]さんを泣かしたのは誰だ」と咄嗟に叫ぶという所作自体，理解しがたく，また協調性や冷静さを欠く言動と言わざるを得ない。

ウ．令和２年８月２５日の教授会での発言について

（ア）申立人は，令和２年８月２５日の教授会において，[redacted]組合員が島袋学科長の論文盗用疑惑を問題にした経緯について縷々主張している。

申立人が主張する経緯には事実に反する点がある。

（イ）「西山短大には既に発刊１５回を数える『西山学苑研究紀要』が存在する」ことは事実である。

また，令和２年度の教授会において，別科から，短大別科主幹の新たな学術雑誌の創刊を目指したい旨の提案があったことは事実である。

ただし，教授会でかかる提案が出たのは１度きりであり，予算の問題もあって，どの程度具体的に創刊の計画や準備が進んでいたかは，被申立人の知るところではない。

令和２年（２０２０年）７月，国際交流センターが，「西山学苑研究紀要」掲載論文中に，著しい剽窃・誤謬・出店不明示を多数含むものを複

数確認し，その著者がいずれも島袋学科長であったとの点は事実に反する。後述するが，被申立人の予備調査の結果，島袋学科長が執筆した論文はいずれも剽窃には当たらないとの判断が下されている。

（ウ）令和２年８月１１日の教授会の概要については申立人主張のとおりである。

（エ）令和２年８月２５日の教授会開催前に[redacted]組合員から告発状が提出され受理されたこと及び同日教授会において島袋学科長を対象とする研究倫理規定違反嫌疑の議案が却下されたことは事実である。

ただし，被申立人は，論文盗用疑惑については，教授会審議事項とはせず研究倫理規定に則って判断すると決定し，そのことは[redacted]組合員にも伝えていたものであり，「却下理由の説明は無かった」との点は事実に反する。

なお，島袋学科長の論文盗用疑惑については教授会審議事項とはせず研究倫理規定に則って判断する旨説明したにもかかわらず，[redacted]組合員は，同日の教授会において，突如として島袋学科長の論文盗用疑惑を教授会において審議するよう執拗に要求した。

研究倫理規定に則って判断する旨伝え，教授会においても加藤学長が制止しているにもかかわらず，教授会で勝手に資料配布したり，口頭での説明を行う行為は，学校運営に徒に支障を来すものと言わざるを得ない。

なお，加藤学長が島袋学科長を擁護したという事実はない。

エ．令和２年１０月にデータ提供を拒否したことについて

申立人は，加藤学長が予備調査委員会を立ち上げないままに[redacted]組合員にデータ提供を求めたなどと主張し，[redacted]組合員が加藤学長に対しデータ提供を拒否したことを正当化しようとしている。

しかしながら，加藤学長は，[redacted]組合員らからの告発状の提出を受け，

令和２年８月下旬，「総括責任者」として，予備調査委員会を設置した。加藤学長は，「公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる」権限を有するもの（甲第１３号証「京都西山短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」第４条）であり，データ提供を求めることも，同規程に基づく「総括責任者」の権限として当然に認められるものである。

にもかかわらず，[redacted]組合員が「どこのだれともわからない人物に，データを渡すわけにはいかない」などとしてデータ提供を拒否することは到底許されるものでは無く，学校運営に支障を来すものである。そもそも，加藤学長あるいは被申立人が依頼した外部の予備調査委員について「どこのだれともわからない人物」などと発言すること自体，不適切であることは明らかである。

オ．令和３年１月１０日に武内准教授にＦＡＸを送信したことについて

申立人は，武内准教授から加藤学長に対する「対応に苦慮している」とのメールについて，[redacted]組合員について言及したものでは無く，武内准教授から加藤学長に抗議する趣旨であった旨主張する。

しかし，申立人の主張は事実に反する。

武内准教授から加藤学長へのメールは，答弁書で主張した通り，武内准教授が[redacted]組合員から直接問い合わせを受けたことに対して，どのように対応するべきか苦慮しているとの趣旨のメールであり，抗議の文言は見当たらない。

そして，学外の人物である武内准教授に直接事情を確認しようとすることは，武内准教授も対応に苦慮していると言及している通り，学校運営に支障を来すものと言わざるを得ない。

カ　パワーハラスメントの調査に応じなかったことについて

（ア）元短大非常勤講師Ｉ氏の告発状について

西山短大の元非常勤講師Ｉ氏から，[redacted]組合員の言動がパワハラに当たる旨の告発があったことは事実である。

ハラスメント調査において，二次被害を防ぐとともに公平な調査を行うために，ハラスメントの被害を訴える者からの申立内容についてそのまま開示しないということは広く行われているところであり，そのこと自体が不適切でないことは明らかである。

（イ）申立人は，[redacted]組合員がパワーハラスメントの調査に応じなかったのはヒアリング担当者が「不適な人員」であったためとする。

しかし，ヒアリング担当者が「不適な人員」であったなどという事実は全くなく，

（ウ）申立人は，ヒアリング（聴き取り，調査も含めて，以下「ヒアリング」と総称する）の担当者が，本件の当事者，人事管轄者，高位職級者などであり，これが「不適な人員」であったと主張するが，Ｉ氏が[redacted]組合員によるパワハラを訴えていたのであるから，ヒアリング担当者は当事者ではない。また人事管轄者，高位職級者によるヒアリングが不適切であることの具体的な理由も示されていない。

キ　令和３年２月１日に会議室の付近にボイスレコーダー様の物体を置いたことについて

申立人は，[redacted]組合員が同日ボイスレコーダー様の物体を置いたことを否認し，小会議室の出入り口付近で落とした消しゴムを捜索していた際に被申立人の職員から声を掛けられたに過ぎない旨主張する。

しかし，被申立人の職員が[redacted]組合員に声を掛けたのは，小会議室の出入り口から５メートルほど離れた廊下であり，落とした場所から５メートルも離れた場所で消しゴムを探していたとの主張は荒唐無稽と言わざるを得ない。

また，申立人は，「当時会議が催されていることを[redacted]組合員は知らなか

った」とも主張するが，会議中の部屋は明かりが付いており，外からも室内に明かりがついていることは確認できた上，気密性の高い部屋ではないので室内の声は廊下にも漏れていたところ，会議中の部屋のすぐ傍にいた[redacted]組合員が，会議が催されていることを知らなかったことなどあり得ない。

そして，被申立人の職員は，[redacted]組合員が，同部屋の窓の窓枠にボイスレコーダー様の物体をいったん置いたこと及びその後，当該物体を持っていたのを確認している。ボイスレコーダー様の物体と消しゴムではその形状は大きく異なる。なお，同部屋の窓はすりガラスがはめられていたが，すりガラス越しに，同人物が眼鏡をかけていたことや服装，背格好も確認できたものである。

よって，申立人の弁解は不自然不合理と言わざるを得ず，会議が催されていることを知り，その内容を録音しようとボイスレコーダー様の物体を置いたことが認められる。

2．[redacted]組合員について

(1) 担当している科目と研究業績の不一致について

ア．「日本事情」について

(ア)「日本事情」の性質及び内容について

日本事情について，当時，広島大学准教授であった橋本敬司氏が，「日本語科目とは別個の科目であり，一般日本事情，日本の歴史および文化，日本の政治，経済，日本の自然，日本の科学技術をその教育内容とし，一般教育から専門教育に亙る教育レベルを備えたもの，これが文部省の規定した『日本事情』である」と指摘していること自体は争わない。

ただし，申立人も主張するこの定義に当てはめると，日本事情の授業担当者は，日本事情，日本の歴史および文化，日本の政治，経済，日本の自然，日本の科学技術について教授するだけの十分な知識を有するこ

とが求められるものであることを付言する。

申立人は，「[redacted]組合員は，日本の文学作品，アニメ・映画などの映像文化への理解と分析を通して，受講生の批判的・論理的思考を育成し論文作成へ結実させることを目標としている」などとして，[redacted]組合員が「日本事情」について，科目適合性がある旨主張する。

しかしながら，[redacted]組合員が担当する「日本事情」は，そのシラバスによると，「外国人の視点から日本の文学作品及び映像作品を鑑賞する。作品の理解と分析において，批判的思考を育み，論理的思考を鍛え，論文作成能力を始めたとした学術能力の向上を目指す」というものであり，小説「坊ちゃん」（夏目漱石），小説「雁」（森鴎外），アニメ「大暴れ孫悟空」，アニメ「攻殻機動隊」，アニメ「天空の城ラピュタ」，映画「それでもボクはやっていない」の鑑賞，討論，学生の発表を行うというものであった（乙第１４号証）。

夏目漱石及び森鴎外が，いずれも日本の代表的な文豪の１人であることは言うまでもないが，小説「坊ちゃん」及び「雁」が日本の歴史および文化，日本の政治，経済，日本の自然，日本の科学技術に関する内容であるか，疑問が残る。

また，「大暴れ孫悟空」は中国の「西遊記」を題材にして中国で製作されたものであり（乙第２０号証），日本事情に適した題材とは言い難い。

「攻殻機動隊」は「２１世紀，第３次核大戦とアジアが勝利した第４次非核大戦を経て，世界は『地球統一ブロック』となり，科学技術が飛躍的に高度化した日本が舞台」という平成７年に公開された劇場用アニメのようであるが（乙第２１号証），これについても日本事情に適した題材とは言い難い。

「天空の城ラピュタ」は，世界的な映画祭で作品が受賞するなどしている日本を代表するアニメ制作会社であるスタジオジブリの代表的作品

の一つである[redacted]適した題材とは言い難く，これを題材に「環境問題」「人類の発展」について討論するという点も，環境問題はともかく（ただし，天空の城ラピュタ自体が日本の環境問題をテーマにしているとは言い難いため，日本事情で取り上げるべき討論の議題とは言い難い），「人類の発展」は日本事情の授業内容にはなじまない。

「それでもボクはやってない」は，世界的な映画祭で受賞歴もある日本を代表する映画監督である周防正行氏の映画であるが，痴漢冤罪事件を題材としたものであり，これが日本事情に適したテーマとは言い難く，これを題材に「日本の痴漢文化と法律，痴漢冤罪，人権についての討論」を行うという点についても日本に「痴漢文化」なる文化がないことは改めて指摘するまでもない。

以上のとおりであり，[redacted]組合員による「日本事情」の授業は，日本の歴史及び文化，日本の政治，経済，日本の自然，日本の科学技術等を取り上げているものとは言い難い。

（イ）申立人は，「[redacted]組合員は，[redacted]大学で，東アジア研究の本科学位を修得し，[redacted]大学で一年間交換留学生として日本文化に関連する科目履修を行っている」ため，「外国人の視点から留学生へ『日本事情』を教えることができる稀有な人材である」旨主張する。

しかしながら，そもそも，東アジア研究の本科学位を修得したことでなぜ「日本事情」の科目適合性を有することになるのか，理由は明らかでない。

申立人が指摘する橋本氏による日本事情の内容からすれば，前述のとおり，日本事情の授業担当者は，日本事情，日本の歴史および文化，日本の政治，経済，日本の自然，日本の科学技術について教授するだけの十分な知識を有することが求められるものである一方，東アジアとは，日本だけでなく，中国，モンゴル，北朝鮮，韓国，ベトナム，台湾を指

すのであり，[redacted]大学で２年間の修学，その後の日本での滞在(ただしその間も[redacted]組合員の主たる研究テーマは経済学のようであり，日本事情を教授できるだけの知見を得たとは言い難い。乙第１１号証)。

イ．英語・英語リーディングについて

申立人は，[redacted]組合員が「アメリカの大学受験に必要とされるＴＯＥＦＬで１２０点中１００点を取っており，学術英語能力は十分である」などと主張する。

しかし，そもそも，１２０点満点中１００点で十分な学術英語能力と評価できるか疑義があることは勿論であるが，教育機関で英語を教える場合，英語能力は勿論のこと，英語学や英語教育に関する研究上の業績が当然必要であるが，[redacted]組合員にはそのような研究上の業績は不見当である。

(2) 職務遂行上の日本語能力の不足について

申立人は，[redacted]組合員が日本語能力試験のＮ１に合格していることをもって，日本語能力が十分である旨主張する。

しかし，日本語能力試験とは，日本語を母国語としない者を対象とした日本語能力試験であり，その試験に合格したからといって，講師として職務を遂行するために十分な日本語能力を有しているとは直ちに認められない。

現に，[redacted]組合員は，林事務局長と面談するに際して通訳を必要とする場面もあり，十分な日本語能力を有していなかったことは明らかであるし，[redacted]組合員自身が通訳を求めたということは，[redacted]組合員自身，日本語能力が不十分であることを自覚していたことに他ならない。

第４　同求釈明事項「４」に対する回答（三役の所信表明を行った日時）

三役が，被申立人の教職員の前で所信表明を行ったのは令和２年３月１７日である。

なお，同月２４日にも，教員の前で１７日の所信表明の内容をより時間をかけて説明をした（甲第１２号証が３月２４日の説明内容の録音反訳であること

は争わない)。

第５　同求釈明事項「５」に対する回答（団体交渉拒否及び支配介入との申立人の主張に対する反論）

１　団交拒否との主張について

既述の通り，被申立人は，令和３年２月９日の雇止め通告以後，同月１０日，同月２４日の２回，申立人との間で団体交渉を行い，雇止めの理由について説明をしており，２４日の団体交渉の中で，決裂であると宣言して団体交渉を終了させたのは他でもなく申立人である。

よって，団交拒否に関する申立人の主張は事実に反する。

２　支配介入との主張について

申立人は，「組合員ら直接雇止め通知を発出したことは，組合員の労働条件について組合の頭越しにその変更の一方的に告げるものであ」るとして，支配介入にあたると主張する。

しかしながら，使用者と個々の労働者との雇用契約を終了させる意思表示である雇止め通告について，個々の労働者に直接行うことは当然である。

加えて，被申立人は，雇止め通告をした翌日である令和３年２月１０日の団体交渉において，申立人及び両組合員に雇止めの理由を説明している。

よって，被申立人の行為は何ら支配介入に該当するものでは無い。

第６．その他申立人の主張に対する反論

１．背景事情について

(1) 被申立人櫻井悦夫理事長（以下，「櫻井理事長」という。）が進めていた短大運営については，必要な理事会決議等の手続は全て履践しており，不透明などという批判を受けるものではない。

(2) 新三役の就任について

新三役について，令和２年４月１日を待たずに学内人事等を行ったことは事実であるが，西山短大ではわが国の多くの教育機関と同様，学年暦が４月

１日から翌年３月３１日までであるため，４月１日に人事異動に着手したのでは教育現場に多大な支障が生じることになる。

したがって，令和２年２月に新三役に就任することが決定したその直後から，翌年度の準備に取り掛かったものである。

２．各教員の任期について

申立人が指摘する各教員はいずれも匿名であるため，現時点での反論は控える。

３．カリキュラム変更について

令和２年度の開始にあたって，前年度のカリキュラムを一部変更したことは事実である。

これは担当教員の変更等による最小限のものであり，西山短大としての方針や各開講科目の妥当性等の観点から吟味されたものではなく，大部分のカリキュラムは前年度を踏襲したものであった。

以　上

令和３年（不）第２０号　京都西山学園事件

申 立 人　　大阪教育合同労働組合

被申立人　　学校法人京都西山学園

証 拠 説 明 書

令和３年７月１５日

大阪府労働委員会　御中

被申立人代理人

弁護士　佐々木真一郎 (代)

同　　小 西 華 子

同　　大 政 祐 典 (代)

副本